



## 申8号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 環境改善等に関する申し入れ 団体交渉実施

JR 東労組中央本部は、2020年9月に発出した「JR 東労組緊急提言」の実現に向けた議論や、年末手当要求実現に向けた議論の中での職場からの声を集約し「コロナに罹患した場合の勤務や社宅利用などの住環境の改善に関する」内容について、本部は申8号にて本社に対し2020年11月11日申し入れを行いました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会は一変し、今もなお、組合員の生活に大きく影響を与えています。依然として収束の見通しが立たず、組合員はもとより支える家族も感染のリスクに不安を抱える中、健康管理に努めています。その不断の努力により安全・安定輸送の完遂および安心の提供があり社会インフラとしての使命を全うすることが出来ています。組合員とその家族が安心して生活できる環境の整備が、赤字・コロナ禍を乗り越えるためにも必要だと考えます。

一方で新型コロナウイルス感染症に感染した場合は「年休」や「病気」等の勤務が指定され、自己責任と捉えられる対応となっています。また、社宅利用等は15年の限度があり、コロナ禍において転居の期限が迫っていることへの不安の声が寄せられています。ウィズコロナ・ポストコロナ社会に向けて安心して働ける制度の整備や、働き方が変化していく中で、ライフスタイルについても熟慮できる期間を設けるなど、変化に対応できる環境の整備が必要と考えます。

従って、組合員の不安を解消し、コロナ禍における環境改善を実現するために、会社側の真摯な回答を要請し申し入れを行い、本日（3月4日）団体交渉を行いました。

### 申し入れ 全7項目

1. 社員等が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合は、勤務の取扱いを「免除」とし、感染拡大防止に努めること。なお、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は復帰までの期間を「免除」とし、PCR検査等の結果が判明するまでの期間についても「免除」とすること。
2. 社員等の同居する家族等に感染の疑いがある場合又は同居する家族等が濃厚接触者に指定された場合の取扱いを明らかにすること。
3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、社員等が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合は、会社の負担でPCR検査を実施すること。また、同居する家族等が感染した疑いがありPCR検査を実施した場合は、費用を補助すること。
4. 新型コロナウイルス感染症については未だに収束の見通しが立たないため、当面の間は退職記念乗車券の有効期間を延長すること。
5. 働き方やライフスタイルの変化に伴い、更なる福利厚生充実を図るため、カフェテリアポイントを増額すること。
6. 社宅の居住制限及び賃貸住宅援助金について、いわゆる「15年制限」は、新型コロナウイルス感染症の動静に踏まえて、当面の間凍結すること。
7. ウィズコロナ・ポストコロナ社会を含めた多様な働き方に対応できるよう、15年以上社宅に居住できるように、要件を見直すこと。

主な議論は、②からご覧ください。